

格付会社による格付への依存抑制のための原則

原則 I : 基準、法律及び規制における格付への依存の抑制

基準設定主体及び当局は、基準、法律及び規制における格付への参照を評価し、可能な限り、格付への参照を撤廃する、又は、信用力の適切な代替的基準に差し替えるべきである。

- 格付への参照は、法律及び規制において代替的な規定が特定され、安全に履行され得る場合にのみ、撤廃又は差し替えられるべきである。
- 格付への参照が市場参加者の機械的な反応をもたらす場合には、格付への参照を撤廃又は差し替えることは特に急を要する。
- 基準設定主体及び当局は、信用力の代替的な定義を作成し、市場参加者は、これらの代替的な規定の導入が可能となるよう適切にリスク管理能力を向上させるべきである。
- 基準設定主体及び当局は、格付への参照の撤廃又は差替えを可能な限り行い、それに伴うリスク管理能力の向上が安全に行われるための移行計画及びタイムテーブルを作成すべきである。

原則 II : 市場における格付への依存の抑制

銀行、市場参加者及び機関投資家は、独自の信用評価を行うこと、格付のみに又は格付に機械的に依存しないことが期待されるべきである。

- 規制その他公的セクターの措置は、この原則をサポートするように設計されるべきである。
- 企業は、自身がエクスポージャーを有する信用リスクを管理するため、適切な専門性及び十分なリソースを持つようにすべきである。リスク管理へのインプットとして格付を利用することはあっても、格付に機械的に依存すべきではない。
- 企業は、格付にどの程度依存しているかや、格付をどの程度利用しているかを含め、信用評価の手法及びプロセスに関する情報を公に開示すべきである。
- 規制・監督当局は、企業の内部格付の上方バイアスに対する防止策を含め、企業自身の信用価プロセスの妥当性を詳細に点検すべきである。

原則 III. 1. : 中央銀行のオペレーション

中央銀行は、市場オペレーションにおいて担保及び買い切りとして受け入れる金融商品について独自の信用判断を持つべきである。中央銀行の政策は、金融商品の適格性やヘアカットの水準に不必要な急激かつ大規模な変更をもたらすことでクリフエフェクトを悪化させるような機械的な手法は避けるべきである。

中央銀行は、格付の機械的な利用を以下により避けるべきである。

- (担保又は買い切りの対象として提供される資産を外部格付如何にかかわらず受け入れないこととする、外部格付の変更が金融商品の適格性やヘアカットに係る変更につながるべきかどうかを評価する、といったことにより、) 実施不可能な場合を除き、金融商品が中央銀行のオペレーションにおいて適格とされるべきかどうかにつき独立した決定を行うこと
- 個別の金融商品又は担保種類に、追加的なヘアカットのようリスク管理手法を内部

リスク評価に基づき適用する権利を留保すること

- 中央銀行による内部リスク評価の対象となっていない個別の金融商品に対し、追加的ヘアカットのような追加的なリスク管理手法を適用する権利を留保すること

原則 III. 2. : 銀行の健全性監督

銀行は、資産の信用価値を評価するにあたって格付に機械的に依存してはならない。このため銀行は、自らがエクスポージャーを有する金融商品の信用価値及び当該金融商品に関わるその他のリスクについて独自の評価を行う能力を備えるべきであり、その能力について監督当局の要求を満たすべきである。

- 市場規律が機能するよう、銀行は自らの信用評価の手法、及び内部信用評価を行っていないポートフォリオ（又は特定の資産区分）が占める割合に係る情報を公に開示すべきである。これは、例えばバーゼルⅡフレームワークの第3の柱を通じて要求され得る。
- バーゼルⅡの標準的手法を用いている銀行は、現在、格付に基づき最低自己資本を保有している。格付に基づいて自己資本を保有する銀行が存在している場合、これらの銀行のリスクマネージャーが格付の適切な利用のあり方と限界について理解しているかどうか点検するための監督プロセスが講じられるべきである。

原則 III. 2. a. : 各国・地域内のより大きく洗練された銀行は、投資目的かトレーディング目的かを問わず、(買い切り又は担保として) 保有するあらゆる信用リスクを評価することが期待されるべきである。

- 信用リスクが適切に管理されるよう、銀行は、必要に応じて内部信用評価の能力を高めるべきである。こうした能力の向上は、規制における格付への参照が完全に撤廃又は差し替えられるまで多くの年数を要することにもなり得る。
- 監督当局は銀行に対し、内部の信用リスク評価能力を開発し、バーゼル自己資本規制の下で内部格付手法をより多く用いるようインセンティブを与えるべきである。このため、監督当局は健全な内部信用格付に関する施策について監督及びエンフォースの能力を高めるべきである。
- この結果、銀行のリスク管理と監督当局によるその監督に費やされるリソースを増やす必要があるかもしれない。

原則 III. 2. b. : より小さく洗練度の低い銀行は、その全ての投資について内部信用評価を行うためのリソースは持たないかもしれないが、やはり格付に機械的に依存すべきではなく、その信用評価の手法を公に開示すべきである。

- このような銀行は、自らのバランスシート全体に潜む信用リスクを理解すべきであり、銀行のパフォーマンスに著しい影響を与える全てのエクスポージャーについて、投資商品の複雑さその他の特性及び資産保有の重要度合に応じたリスク評価を行うべきである。

原則 III. 3. : 投資マネージャー及び機関投資家の内部制限と投資方針

投資マネージャー及び機関投資家は、資産の信用価値を評価するにあたり格付に機械的に依存してはならない。この原則は、マネーマーケットファンド、年金ファンド、集団投資ス

キーム（ミューチュアルファンドや投資会社）、保険会社及び証券会社を含め、全ての範囲の投資マネージャー及び機関投資家に適用される。また、あらゆる規模及びあらゆる洗練度合の投資マネージャー及び機関投資家に適用される。

原則 III. 3. a. : 投資マネージャーは、投資の複雑さその他の特性及びエクスポージャーの重要度合に応じたリスク分析を行うか、もしくはそのような投資を控えるべきである。投資マネージャーは、信用評価プロセスも含め、自らのリスク管理手法に係る情報を公に開示すべきである。

原則 III. 3. b. : 機関投資家の経営陣及び取締役会は、投資に伴う信用リスクその他のリスクの内部評価が行われていること、自らの使用する投資マネージャーが投資しようとする商品及び直面するエクスポージャーを理解する能力を持ち、格付に機械的に依存していないこと、を確保する責任がある。経営陣、取締役会及び受託者は、リスク評価プロセスにおいて格付がどのように使用されているかについて、公への十分な開示を確保すべきである。

原則 III. 3. c. : 規制の枠組みは、投資マネージャー及び機関投資家が格付の機械的な利用を避けるようインセンティブを与えるべきである。

- 投資マネージャーの規制当局は、健全な内部信用格付に関する施策について監督及びエンフォースの能力を高めるべきである。

原則 III. 4. : 民間セクターにおける委託証拠金

市場参加者及び中央清算機関は、デリバティブや証券による資金調達取引に係る委託証拠金に関し、カウンターパーティーや担保資産の格付変更を自動的なトリガーとして大規模な担保実行要求をすべきではない。

原則 III. 4. a. : 監督当局は、格付への過度な依存を防ぐために、市場参加者及び中央清算機関の委託証拠金に関する政策を検証すべきである。

原則 III. 5. : 有価証券発行者に対するディスクロージャー

有価証券発行者は、投資家がそれら証券に関して独立した投資判断や信用リスク評価を行えるよう、包括的かつ適時な情報を開示すべきである。公開有価証券の場合、これは公衆開示であるべきである。

原則 III. 5. a. : 基準設定主体及び当局は、開示要件に関する基準、法律及び規制における格付への参照で、投資家が格付に過度に依存する意図せざるインセンティブを招いているものがないかどうか検証し、適当な場合、これらの要件を撤廃又は修正すべきである。